

**食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく
食料・農業・農村基本法の改正の具体的な方向性についての提言**

令和5年12月14日
自由民主党
政務調査会
総合農林政策調査会
食料安全保障に関する検討委員会
農林部会

食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）については、現在、政府において、令和6年の通常国会の改正案提出に向けた見直し作業を行っているところであるが、今後の農政の基本的な方向性を決定付けるものであり、見直しに当たっては、新自由主義からの脱却を図り、国民一人一人の食料安全保障を確かなものとしていく必要がある。

党としては、既に本年5月17日、「持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向けた『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』の策定と食料・農業・農村基本法の見直しに関する提言」を取りまとめ、基本法の見直しの方向と、これらの前提となるべきと考えられる政策について、政府に対し提言を行ったところである。

これを受けて、政府においては、6月2日に「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（以下「展開方向」という。）を取りまとめ、これに基づいて、基本法の見直しと基本的施策の具体化を進めていくこととしているが、特に、人・農地政策、農村政策、農業基盤の整備・保全、水田政策、肥料等の価格高騰対策、スマート・環境対策、輸出促進対策、適正な価格形成、食品産業、食品アクセスといった主要論点について、基本法の見直しの方向性や政策の内容をより具体化すると我々の提言及び展開方向で言及していることから、党においても、9月から食料・農業・農村基本法検証PTの下に3つの分科会を設置し、精力的に検討を進めてきたところである。

本提言は、こうした分科会での議論の結果を踏まえるとともに、幅広く関係団体等からの意見を聴かせていただきながら、反映すべきと考える基本法の改正の方向性ととともに、上記の主要論点について、今後、政府において食料安全保障強化政策大綱の改訂や基本法関連施策の工程表の策定等を行う際に反映すべきと考える具体的な施策の内容を、別添のとおり、取りまとめたものである。

目下、食料安全保障上のリスクの高まり、気候変動の影響が顕著化する中で地球規模での環境負荷低減の取組の必要性の増大、国内人口の減少に伴う生産者の減少など、食料・農業・農村をめぐる厳しい課題が山積し、食料安全保障の

強化は、一刻の猶予もない。

政府に対しては、これまで繰り返し要請を行ってきたところであるが、令和6年の通常国会の提出に向けて、基本法の改正作業を加速化するとともに、本提言を踏まえて、準備が整ったものから国会へ関連法案を提出するなど施策の具体化を急ぐと同時に、関連対策に取り組むための思い切った予算の拡充に万全に取り組むことを強く求めるものである。

以 上